

第1回孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議

議事録

(開催要領)

1. 開催日時：令和3年11月12日（金）13:00～15:07
2. 場所：永田町合同庁舎 第3共用会議室
3. 出席者（構成員）：

菊池 馨実	早稲田大学法学学術院教授
窪田 由紀	九州産業大学人間科学部臨床心理学科教授
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
近藤 尚己	京都大学大学院医学研究科社会疫学分野教授
原田 正樹	日本福祉大学社会福祉学部教授
宮本 太郎	中央大学法学部教授
森山 花鈴	南山大学社会倫理研究所准教授
山野 則子	大阪府立大学 学長補佐
横山 美江	大阪市立大学大学院看護学研究科公衆衛生看護学領域教授

(議事次第)

1. 開会
 - ・野田孤独・孤立対策担当大臣挨拶
2. 議事
 - ・孤独・孤立対策の重点計画について
3. 閉会

(配布資料)

- | | |
|-------|------------------------------|
| 資料1 | 孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議の開催について |
| 資料2 | 孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議の運営について |
| 資料3 | 孤独・孤立対策に関する政府の取組 |
| 資料4 | 窪田構成員提出資料 |
| 資料5-1 | 近藤構成員提出資料 |
| 資料5-2 | 近藤構成員提出資料 |
| 資料6 | 原田構成員提出資料 |
| 資料7 | 宮本構成員提出資料 |
| 資料8 | 山野構成員提出資料 |
| 資料9 | 横山構成員提出資料 |

○田村参事官 ただいまから第1回「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議」を開催いたします。

座長に議事進行を引き継ぐまでの間、事務局で進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、野田孤独・孤立対策担当大臣から御挨拶をいただきます。

○野田孤独・孤立対策担当大臣 改めまして、こんにちは。現在、孤独・孤立対策担当大臣を務めています、野田聖子と申します。

今日は、大変御多忙の中、第1回の有識者会議を開催させていただくに当たり、先生方には御参加をいただきまして、本当にありがとうございます。

6月の骨太の方針において、孤独・孤立対策の重点計画を年内に取りまとめることにしております。

重点計画の在り方について、先生方の幅広い見識ある御意見を賜るために、このような有識者会議を開催させていただくに至ったところです。

私が就任したのは10月4日ですが、実際に直接孤独・孤立対策という言葉に接するのは、人生にとって初めてのことであります。坂本大臣から始まった日本での孤独・孤立対策ですけれども、まだまだ歴史が浅く、参考にするものもほとんどなく、私も外務省を通じて世界の様子について聞いてみたところ、実はイギリスでできていて、世界で2番に孤独・孤立対策の大臣が置かれた。ただ、現状ではイギリスも下がってしまっていて、昨日も外務省の鈴木副大臣、孤独・孤立対策に一生懸命取り組んでいる人と相談したら、世界でフォーラムを開けるような、大臣会合ができるような状況ではない。ある意味、そういった観点から、私たち日本が先駆けて、新型コロナ禍で見える化されてきたこと、むしろ加速した孤独・孤立との向き合いについて、すばらしいアイデアなり、取組を出すことができれば、国際社会の中でも喜ばれることになるのだらうと思っています。

私自身も専門的な知見がない中、手探りで先生方やフォーラムを通じてお世話をしていただいた皆さんとのやり取りで、どうにか見えてきた道がありますから、ぜひとも重点計画として多くの国民、これは男女問わず、年齢問わず、様々を問わず、いつ孤独、いつ孤立と向かい合うのか分からない中で、多くの人たちに理解いただけるようなものを先生方とともに、先生方のお知恵を借りてつくり上げていきたいと願っておりますので、くれぐれもどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○田村参事官 ありがとうございました。

プレスの方は、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○田村参事官 ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料については、議事次第の下にございますように、資料1から資料9まで配付しているところでございます。不足

しているもの等がございましたら、事務局までお知らせください。

次に本有識者会議の構成員についてですが、資料1の裏の別紙にございますように、10名の方々に御就任いただいているところでございます。各構成員の御紹介につきましては、資料をもって代えさせていただきたいと思っております。

なお、本日は、石田構成員が御欠席となっております。

また、窪田構成員と宮本構成員は、オンラインでの御参加になっているところでございます。

次に事務局でございますが、内閣官房孤独・孤立対策担当室の室長以下の職員が本日出席させていただいているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に本有識者会議の座長についてでございますが、菊池構成員にお願いしているところでございます。ここからは菊池座長に議事の進行をお願いしたいと思います。菊池座長、よろしく願いいたします。

○菊池座長 今回、座長を賜りました、早稲田大学の菊池と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私は社会保障法を専攻しておりまして、今回はそういう視点から、孤独・孤立対策について、野田大臣の下で重点計画を策定するというところで、お声掛けをいただいたかと思っております。

いろいろな識見をお持ちの先生方ばかりですので、人や社会とつながりを持たず、孤独感を覚え、孤立している多くの国民の皆様のために、先生方のお知恵を拝借しながら、今後、政策展開の核になる重点計画が策定できるように努めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

○田村参事官 大臣は公務により、ここで退席されます。ありがとうございます。

○野田孤独・孤立対策担当大臣 今日はありがとうございます。これからよろしく願いします。

私、今日これから国会の本会議があるので、出席するために離席しますが、資料をいただいて、しっかり読み込みたいと思っております。また、分からないところがあったら、先生方に個別にお尋ねさせていただきたいと思っております。

国会議員というのは、多分孤独・孤立が一番遠いと思っております。選挙が終わったばかりですけれども、有権者とか、支援者とか、常に大勢の人たちに関わる。でも、そこでもどういう状況が孤独・孤立の状態なのか、一生懸命想像したいと思っております。

この間も孤独・孤立対策の副大臣会合をやりましたけれども、私たちがそこまで自分の想像力を働かせるというのはすごく難しいのですが、私が1回経験したのは落選したときです。本当に世界がなくなるのです。信じていた人が声をかけてくれなくなるとか、言葉では上手に言い表せないのですけれども、私たちみたいに何があっても大丈夫だと思っている、メンタルは強いと思っている人間ですら、場面によってとか、タイミングによって、しゅっとなってしまいます。そこでどう踏みとどまることができるかというのは、まさに人な

のだと思います。そこでなかなか気づかずに、もう少し前に出れば、いろんな意味でセーフな状況をつくれたかもしれないということをいろいろ教わってきました。無意識であっても、その人たちに気づきというか、そういう環境だということはどう分かりやすくお伝えしたらいいのかということが私は課題だと思っていますので、学問的に、また、専門性の高い御示唆をいただいて、前に進めさせていただきたいと思っています。どうぞよろしくをお願いします。ありがとうございました。

(野田孤独・孤立対策担当大臣退室)

○菊池座長 それでは、始めさせていただきます。

まず議事に入ります前に、本有識者会議の運営について御説明申し上げます。

資料1の「3. その他」の(2)にありますように、会議の運営に関する事項は、座長が定めることになっております。

資料2がその定めになります。「有識者会議の運営については、以下のとおりとする」といたしまして、1、座長代理については、座長が指名すること。

2及び3で議事及び会議資料は原則として公開するものとし、座長が適当と認めたときは公開しないことができること。

4、会議での議論については、議事録を作成して公開するものとし、会議が非公開となった場合は、非公開とした部分について議事要旨を作成して公開することとなっておりますので、よろしく願いいたします。

そこで、まず座長代理を指名させていただきたいと存じます。私といたしましては、駒村構成員を指名させていただきたいと思いますが、駒村構成員、よろしいでしょうか。

○駒村構成員 よろしく願いいたします。

○菊池座長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

初めに、事務局から孤独・孤立対策に関するこれまでの政府の取組について御説明をいただき、その後、皆様から御意見を頂戴したいと存じます。

それでは、事務局からお願いいたします。

○石川参事官 参事官の石川でございます。

資料3をお開きください。孤独・孤立対策に関する政府の取組について、これから御説明させていただきます。

右下のページ番号を申し上げながら説明しますが、まず1ページをお開きください。孤独・孤立の問題の現状でございます。

長引くコロナ禍の影響で、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となっているということで、数字で書いておりますけれども、自殺者数、DV相談件数、児童虐待相談対応件数、完全失業者数を見ましても、問題がより一層深刻な状況になっていることが見てとれるかと思えます。

こういった状況を受けまして、令和3年2月から、政府としては担当大臣が司令塔とな

って、内閣官房に担当室を立ち上げて、政府一体となって孤独・孤立対策に取り組んできているところでございます。

2ページをお開きください。孤独・孤立についてでございます。

これはそれぞれ違いがあるものでございまして、上に書いておりますけれども、一般には孤独は独りぼっちである精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある。それに対しまして、孤立については、つながりや助けがない状態を指すということで、こういった孤独と孤立の違いを意識しながら、対策を進めていくことが必要と考えます。

下の表の右に孤独と孤立それぞれについて、主な支援対象（イメージ）を書いてございますけれども、孤独については、相談体制の確立や課題解決に向けた支援を推進。孤立については、住民同士が支え合う地域づくりや多様な社会参加を進める包括的な支援体制の整備などを推進することが考えられると思います。

3ページをお開きください。政府において開催しておりますフォーラムの開催状況の御紹介でございます。

本年2月に緊急フォーラムといたしまして、総理主催で開催をしたものでございます。

上に書いておりますけれども、様々な支援の存在の周知、また、つながりの活動を展開することが大切であるということ、悩んでいる方に向けて、様々な支援があり、悩みを相談してほしいということなどをメッセージとして発出することを目的として開催されたフォーラムでございます。

その際に出されました主な意見を3ページから4ページで紹介させていただくとともに、5ページにそのときのフォーラムに参加された方々のメッセージをまとめたメッセージ集がございまして、そういった発信を行っていくという取組を進めてございます。

6ページ以降でございますけれども、今年の6月以降、毎回テーマを変えて孤独・孤立に関するフォーラムを開催してきております。実際の支援活動に取り組まれている方々から直接現場の声をお聞きして、政策立案に生かす目的で開催をしているものでございます。

6ページの第1回は子育て、7ページの第2回については生活困窮、8ページの第3回は子ども・若者、9ページの第4回は女性、10ページの第5回は神戸市で開催いたしました。

11ページですけれども、第6回は北九州市で開催し、12ページ、第7回でございますが、様々な課題への対応というテーマでございまして、依存症、消費者被害、再犯防止、在留外国人、ケアラーなど、そういった様々な課題に対応されている方々のお話をそのときにお聞きしました。

13ページであります。第8回は中高年層をテーマにして開催し、14ページに移りますけれども、これが直近であります。第9回は福島県で開催して、地域の社会福祉協議会の地域包括支援センター等をはじめとする、福島県において活動されている方々の御意見をお聞きしました。

残りの第10回は、相談支援をテーマにして、今後開催する予定としてございます。

15ページでございますけれども、困難を抱えた人たちの支援者との車座ということで、本年10月に岸田総理と野田大臣が都内の子ども食堂の視察を行いまして、その際にその場で意見交換、車座を開催しました。そういった取組も行っているところです。

以上がフォーラムに関連する御紹介でございます。

16ページをお開きください。孤独・孤立対策に関する連絡調整会議は、政府全体として孤独・孤立対策を総合的・効果的に検討・推進するための会議体でございます。孤独・孤立対策担当大臣を議長として、全府省庁の副大臣で構成される連絡調整会議でございます。

開催実績は右側のとおりでございます。

連絡調整会議の場でも整理されたものでありますけれども、17ページをお開きください。様々なライフステージに応じた孤独・孤立対策に関する支援施策ということで、上段が出生から高齢期に至るまでのステージそれぞれにおける孤独・孤立対策に関連する施策、さらには下段でありますけれども、自殺防止、生活困窮など、世代にわたってそれぞれの観点から孤独・孤立対策に関する支援施策があるといった整理でございまして、これを連絡調整会議の場でも共有し、さらに充実すべき、あるいは強化すべき施策は何かという検討を政府においても進めていく、こういった取組でございます。

18ページをお開きください。孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援でありまして、これは本年3月に、ここに記載しております生活支援、自殺防止対策、フードバンク支援、子ども食堂等への食材提供に係る補助、子供の居場所づくり、女性に寄り添った相談支援、住まいの支援ということで、これらの柱に沿って、それぞれ関係省庁におけるNPO等への支援を強化するなどの取組、こういったことも政府全体としては進めてきているということでございます。

19ページでありますけれども、来年度の概算要求における孤独・孤立対策の主な施策についてでございます。

上の四角に書いておりますけれども、①～④の大きく四つの柱で各省庁における概算要求の施策を整理しております。四つの柱を紹介しますと、①孤独・孤立に陥っても支援を求める声を上げやすい社会とする。②状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる。③見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを推進する。④孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する。こういったことを柱にして施策を展開するということで、柱ごとに概算要求事項を整理しております。

例えば①の柱に関しては、19ページの下段ですけれども、孤独・孤立の実態把握、支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信、さらにはスティグマ軽減に向けた取組、これを①の柱の施策として位置づけております。

20ページをお開きください。②の柱、「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」の関連施策として、相談体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）、人材育

成、研修の実施等がございます。

③の柱、「見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを推進する」の関連ですが、21ページには子ども食堂などの居場所の確保、アウトリーチ活動のためのアウトリーチ型支援体制の構築、こういった内容の施策を展開しております。

22ページですけれども、③の柱に該当する施策として、左側の社会的処方への活用、右側の地域における包括的支援体制の推進ということで、厚生労働省なども含めた包括的支援体制の推進に関係省庁で取り組んでいくということでございます。

④の柱については、23ページになりますけれども、「孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する」の関連では、女性への対応など、そういった活動をされているNPO等への支援、さらにはNPO等との対話、NPO等連携の基盤となるプラットフォームの形成支援、こういった取組も柱としております。

24ページですけれども、各府省における孤独・孤立対策に取り組むNPO等への主な支援策をまとめたものになります。

25ページであります。孤独・孤立の実態把握の関係でございますが、内閣官房におきまして、孤独・孤立の全体像の概括的把握のための全国調査を本年度中に実施することとしてございます。

右側の全国調査（案）の中にありますけれども、全国の16歳以上の個人を対象としてアンケートを行います。

調査事項としては、孤独に関する事項、孤立に関する事項、それぞれここに記載のようなものを調査事項として今後調査を行うこととしておりまして、その結果につきましては、来年の3月頃に結果を取りまとめて公表する予定としてございます。

さらには現に孤独・孤立の状態に陥っている方々に対して、NPO等を通じてアンケートを実施することとしております。

こういった取組によりまして、孤独・孤立の実態を把握し、各府省の政策分野におけるEBPMやPDCAサイクルに反映していくことを狙いとしてございます。

26ページをお開きください。孤独・孤立対策ホームページについてでございます。

ホームページにつきましては、中ほどの概要に記載しておりますけれども、孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化して情報発信するホームページでございます。

その作成に当たりましては、NPO、ソーシャルメディア事業者等から成る企画委員会で御議論いただきながら、ホームページの内容について検討を進めてまいっております。

主な機能として、チャットボット（自動応答システム）を導入しております。自動応答によって相談者を適切な支援制度や相談先へ案内し、相談先などを探す手助けをする機能を搭載しております。

また、子ども専用ホームページも設けておりまして、これについては8月に先行して運用を開始いたしました。

一般向けのホームページについても、11月2日に運用を開始したところでございます。

27ページをお開きください。孤独・孤立対策連携プラットフォーム（仮称）準備会合についてでございます。

コロナ禍が長期化し、孤独・孤立の問題が顕在化する中で、支援機関単独では全ての相談に対応が困難な現状があるので、今後、情報共有、専門職としての人材育成などを連携して実施する場を持つためのプラットフォームの検討を始めるための準備会合を本年9月に開催いたしました。

資料に記載の参加団体に御参加いただきまして、準備会合を開催しました。

今後については、下に書いておりますけれども、年度内の設立を目指して、プラットフォームの役割・在り方の検討を進めているところでございます。

28ページから3ページにわたっては、以上申し上げた取組も含めまして、これまでの孤独・孤立対策の取組を時系列で御紹介したものでございます。こちらについては、御参照いただければ幸いです。

31ページをお開きください。いわゆる骨太の方針2021でございます。今年の6月に閣議決定されたものでございますが、骨太の方針の中において、孤独・孤立対策についての基本的な方向性が示されております。

有識者会議で御議論いただきます重点計画につきましては、下線を引いている部分がありますけれども、孤独・孤立対策の重点計画を年内に取りまとめることとされてございます。

32ページでございますけれども、孤独・孤立対策における今後の基本的な方向性といたしましては、先ほども御紹介いたしました、四つの柱、声を上げやすい社会とする、そういった声を相談支援につなげていく、さらにはつながりを実感できる地域づくりの推進、NPOなどの活動を支援し、官・民・NPO等との連携強化、こういった柱に沿って孤独・孤立対策を今後さらに推進していくこととしております。

さらにその下に書いてありますけれども、具体的施策を盛り込んだ孤独・孤立対策の重点計画の策定を行うこととしておりまして、それらを通じて、下の矢印にありますように、孤独・孤立に悩む人を誰一人として取り残さない社会を目指すといった方向性としてございます。

33ページをお開きください。先ほど御紹介しました孤独・孤立対策の重点計画の項目（案）でございます。現在、事務局としては、こういった項目（案）で考えておりますが、有識者会議で御議論いただきたいと考えております。

項目（案）としては、1 孤独・孤立対策の現状。

2 孤独・孤立対策の基本理念等。

3 孤独・孤立対策の基本方針。

さらに基本方針については（1）～（4）とございまして、これまでに御紹介しました四つの柱を基本方針として考えてはどうかということでございます。

一つ目の柱については、声を上げやすい社会とすること。

二つ目の柱としては、そういった声を受け止めて、相談支援につなげていくということ。

三つ目の柱ですけれども、そういった孤独・孤立の問題や課題を実際の支援につなげていくこと。

NPOなど、関係者の連携についてが四つ目の柱ということで、これらが基本方針として考えられるものでありますけれども、この立て方も含めて、有識者会議の場で御意見を伺えればと思います。

なお、計画の後半に、4 具体的な施策として、各府省における各施策の現状、課題、目標、対策を記載し、重点計画に盛り込むことを考えておりますが、本有識者会議におきましては、主に1～3の部分を中心に御意見を賜ればと考えてございます。

最後34ページでございますが、重点計画の今後のスケジュールについてでございます。本日の第1回の有識者会議の開催以降、年内、12月中下旬に重点計画を政府の副大臣等会議で決定することを見据えて、有識者会議については、年内に全3回程度開催することを予定しております。このようなスケジュールで、今後進めていければと考えております。

資料の説明は以上でございます。

○菊池座長 どうもありがとうございました。

最後にごございましたように、先生方のお力添えをよろしくお願いいたします。

それでは、有識者の先生方から資料3の33ページ「孤独・孤立対策の重点計画項目(案)」の「1 孤独・孤立対策の現状」、「2 孤独・孤立対策の基本理念等」、「3 孤独・孤立対策の基本方針」を中心に、重点計画に盛り込むべき事項などにつきまして、御意見をお伺いできますと幸いです。私も構成員として、各界の第一線の先生方からお話を伺えることを大変楽しみにして参りました。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1の別紙の構成員名簿の順に、それぞれ5分程度で御発言いただければと存じます。

なお、本日は石田構成員が御欠席でございます。また、私は最後に発言させていただきますので、まずオンライン参加でいらっしゃいます、窪田構成員からお願いできればと存じます。よろしくお願いいたします。

○窪田構成員 本日、このような形でオンライン参加となりまして、御一緒できないこと、大変申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、現在、臨床心理士、公認心理師という心理の専門家の養成に関わっておりますけれども、20年来、学校現場にスクールカウンセラーとして関与してまいりました。

それから、そこにも記しておりますけれども、10年来、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議のメンバーとして、昨年度から主査を務めさせていただいております、主に児童生徒、子どもの自殺対策を様々な方と一緒に考えてきた、そういう立場で今回参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、簡単なレジュメを準備いたしましたけれども、まず子どもの孤立・孤独に関

連した状況ですが、我が国の子どもたちは非常に深刻な状況に置かれていると思うのですが、そのことから確認をさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、既に資料にも挙がっておりましたけれども、我が国の自殺者数というのは、自殺対策基本法ができてからの取組で、全体としては減少傾向にある中、児童生徒、若年層については横ばいということがずっと言われてきたのですが、昨年のコロナ禍で一気に100名増加するという、非常に深刻な状況にあります。

御承知のとおり、先進国の中でも子どもの死因の第1位が自死というのは、日本だけということで、孤独・孤立の最終的な結末というか、そこが自死だと思うのですが、そういう状況にあります。

それから、これを孤独・孤立の関係でどう理解するかということは難しいと思いますけれども、御承知のとおり、不登校児童生徒の増加というところは、なかなか止まらない状況にあります。結果として、同世代の子どもたち、学校というところから切り離された子どもたちがたくさんいるという状況がございます。

少し古いデータですが、2016年のデータだと思いますが、ユニセフでの子どもの幸福度調査で、38か国のデータがございます。これも大きく報道されておりますので、先生方は非常に注目しておられることだと思いますけれども、幸福度の低さ、特に精神的幸福度に至っては38か国中37位、これには自殺死亡率が大きくカウントされているところがありますが、生活満足度の低さが非常に問題となっています。

一方で、身体的な健康を維持する社会的状況には恵まれているということで、身体的健康度は1位、スキルというところで、問題解決みたいなのも入っているのですが、対人スキル、友達をつくることができるかどうかみたいなのところで、非常に低い数字で、これも孤独・孤立という点からは見逃せない。そういうことについて非常に低いところが課題だと思います。

非常に短い間に精力的に様々な取組がなされてきたことに敬服をしているところですが、基本理念というのは目指すべき社会像ということで、先ほどもありましたが、誰一人取り残さないということだと思うのですが、自殺に至るところの重要な要因が二つあると言われていて、一つは孤立なのですが、もう一つは負担感の知覚というか、自分の存在が負担を与えているという知覚が人を自死に追い込むという研究結果もございまして、そういうことからいっても、取り残さないという以上に、誰もが自己存在感とか、自己有用感などが実感できるような相互支援とか、その辺りがうまく理念として盛り込まれるといいのではないかと考えました。

次に具体的施策と書いていますけれども、理念であるとか、施策などを整理する視点として、対象別の施策というか、そういう考え方が入って整理されると、より漏れのない視点になるのではないかと、これは自殺予防に限らず、公衆衛生上の予防のところでは、ユニバーサルな全ての方を対象とした施策、すなわちポピュレーション・アプローチと、ハイリスクの方に対するアプローチ、すなわち、ハイリスクアプロー

チ、現に問題を抱えておられる、この問題でいきますと、孤独・孤立状態にある方への支援というふうに、現状の支援であるとか、理念、施策のところを、国民全体のどの層に対してどういう視点で支援を考えるというか、対象を考えるという形で整理していくことができる、より漏れがなくやれるのではないかと考えて、このような形で挙げさせていただきました。

孤独・孤立対策という場合、喫緊の課題として既にそういう状態に陥っている方への包括的な支援が重要だということは論を待たないわけですがけれども、繰り返し先ほどからの御説明にも出てきました、誰もが声を上げやすい社会にすることが欠かせません。支援の制度が困っていらっしゃる方全てに届いているかという、情報が届かないというだけではなくて、やはりスティグマ等によって、支援が利用できない層がかなりおられるし、そういう方に対する周囲の温かい目も届かないということからいきますと、ポピュレーションアプローチ、誰もが声を上げやすい社会とするためにスティグマの解消であるとか、そういうところも力を入れてやっていく必要があるということを感じています。

自殺予防においても、いろいろな相談の仕組みができて、SOSを出すことを呼びかけるのですけれども、やはりそこにたどり着かず、利用できずに追い込まれていく方たちが多いという点からも考えていきたいと思えます。

もう一つは、私自身の直接的な関わりの中から、やはり学校をプラットフォームにして、全ての子どもを対象というところに重点を当てることの意味についての再確認です。この後、ほかの構成員のお話からも出てくると思えますけれども、学校というのは単に子どもが学ぶ場という以上に、地域のコミュニティーの拠点として、そこに地域の様々な方が入ってきて、そこで拠点づくりをしていくという点で、やはり校区単位、学校単位での取組も再認識が重要だと考えました。

子ども食堂というのは、支える側、支えられる側、いろんな層の方が関われる非常に優れた取組で、今回もたくさん挙がっていますけれども、そういうことを含めて、地域コミュニティーの拠点である学校をプラットフォームにしたものが重要だと思います。

もう一つは、先ほど申し上げたように、今、日本の子どもは深刻な状況にあって、孤立・孤独を抱えている子どもが多いのも事実なのですけれども、大半の子どもは健康に育っています。しかしながら、大半の健康な子どもも、生涯を通じて生きていくプロセスの中で、困難に直面して孤独・孤立に陥る可能性もあるわけですし、全ての子どもを対象に、大人になってからも、仮にそういう状況に陥ったとしても、きちんと対処できるようにという点で、子どもを対象にした自殺予防教育のところでは、生涯を通じたメンタルヘルスの基礎づくりとして、全ての子どもにメッセージを届けるということを非常に重視しています。内容的に重なりますけれども、孤独・孤立対策においてもその辺が非常に重要ではないかと思っています。

具体的なこととしては、いわゆる心の健康教育というか、そういう形でもととの自尊感情を高めるとか、他者信頼とか、そういうことを強化していくということなどが挙げら

れます。具体的にそのようなことを進めていく上では、教育課程上の位置づけとか、マンパワーの確保とか、そういうことが重要になってくると考えています。

2枚目に今年の6月に私が所属している児童生徒の自殺予防に関する会議で出た審議のまとめの項目を挙げさせていただいています。が、孤独・孤立対策とかなり共通する点もあるのではないかとということで、参考に挙げさせていただきました。

以上です。どうもありがとうございました。

○菊池座長 どうもありがとうございました。

続きまして、駒村座長代理、お願いします。

○駒村座長代理 私からは、今日、特段資料は用意していませんけれども、最初でございますので、重点計画に関わる私の考えを申し上げたいと思います。

孤独・孤立というのは、まさに人間関係の貧困、剥奪ということだと思います。今日は、心理、精神的な部分の研究をされている専門の先生方がそろっているということですが、これまで菊池先生同様、私も社会保障制度を研究しており、社会保障ではどうしても現金やサービスといったものが中心になるわけでありますが、精神的な部分へのサポート、相談というのは、決して軽視してはいけない重要な点ですし、ある種の重要な給付になると思っておりますので、精神的なサポートをいかに充実させるかというのは、今回の大事な点だと思います。

孤独・孤立給付といったものをつくるわけではなくて、現行の様々な政策をどう届けるのかということなのですけれども、ポイントは「誰が誰にどのように届けるのか」ということで、今後議論していく上でキーになるのではないかと思います。

誰にというのは、これから様々な調査をしていくわけでありまして、大事なのは自ら困窮していると言えない人が対象になるということです。受援力が不足している人です。これまでの生活保護制度というのは、自ら困窮していることを受け入れ、自ら証明しなければいけない、そのこと自体につらさ、スティグマが非常にあるわけですけれども、声を出せない人に支援を確実に届けなければいけない。

そして、「誰が」「どのように支援するのか」ということも考えなければいけません。NPOの方々、あるいは社会福祉協議会、社会福祉法人、こういう主体があると思いますけれども、資料の中でやや気になったのは、地域共生社会をつくっていく担い手の自治体の姿が出てこないということです。自治体はこれをどう理解しているのか、少しお聞きしたいと思いました。何らかの形で総務省から自治体に対して、この課題についてきちんと理解させて、様々な政策をうまく使うように紹介していく、あるいは好事例をまとめていくことも大事ではないかと思います。

私も紙の上で物を論じるというのはよくないと思っておりますので、コロナの前はなるべく全国の地域に好事例を伺っておりました。既にこの会合にいらしている方が所属する地域、あるいは地域共生、地域組織というのは、学区単位で自治体相当の委員会をつくって、地域の中で様々な支援を行っています。それから、全住民に対してひきこもり状態の

把握をやったり、アウトリーチ、困窮あるいは孤独になっている方、引き籠もっている方のお話、こういうところで重要なのは、孤独・孤立とは掲げていないと思いますけれども、結果的にはそういう問題を克服しようとしているのではないかと思います。

その上で、NPO等となっていますけれども、自治体の中では社協にも頑張っていたいでいることは間違いのないわけでありまして、もちろんいい社協もいるわけですので、社協の取組も紹介していただく必要があります。

社会福祉法人は、本来、社会福祉法人がやっている業務以外に、内部留保を地域及び事業に使わなければいけない、使うべきであると制度が変わってきていると思います。全国社会福祉法人の経営者団体である「経営協」の代表もこれに関わっているようでございますけれども、全国の社会福祉法人も地域で様々なよい事業をやられているところがありますので、そういうものを事務局で紹介して、自治体全体に対して底上げ、特に自治体の理解を高めるということをやっていただきたいと思います。

それから、専門職、人材のところでございますけれども、先ほど申し上げたように、相談という新しい形の給付というか、サービス、社会保障というのは、地域の中でもさらに価値のあるものだと思っておりますので、人を支えるというのは一体どういうことなのかということをごきちんとして理解していただくような人、地域における受援力の向上、あるいは専門職も介護ですとか、保育だけではなくて、様々な分野のマルチ資格を持てるような人材を育成していく、そのように制度改革をしていく部分も必要ではないかと思います。

最初でございますので、以上とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○菊池座長 ありがとうございます。

続きまして、近藤構成員、お願いいたします。

○近藤構成員 ありがとうございます。

私は資料が2部ございまして、資料5-1と資料5-2がございます。かいつまんで説明いたします。

まず資料に行く前に、33ページの基本方針に対する意見を述べさせていただきます。

(1)の孤独・孤立に陥っても支援を求める声を上げやすい社会とするというのは、非常に大事な視点だと思います。日本は人様に迷惑をかけないとか、そういう文化のようなものがありまして、声を上げづらいところをどうするかということが大事ですので、非常に共感します。

もうちょっと踏み込んで、何で声を上げにくいのかという中に、構造的な部分があるのだと思います。例えば社会保障のための制度を使う、制度が申請主義であるという点とか、そういった制度改革にどこまで踏み込めるのかということが一つ課題だと思います。つまり声を上げにくくしている仕組みを見直すことを理念して入れるかどうかというのが、一つあると思います。私としては入れてはどうかと思います。

もう一つは、(4)のところ、今、駒村座長代理におっしゃっていただいたことなの

ですけれども、パブリックセクターというか、民間のNPOだけでなく、それを支える官とか、行政、特に新規の行政の仕組み、そこに連なる社会福祉協議会とか、そういったところの活動の仕組みをどういうふうに見直していくかということも大事なところですので、その連携を強化する。官民の連携を強化することに加えて、現状の仕組みで連携に不備がないとか、もっと効率よく連携できる仕組みはないかという、新たなところに持っていきたいと感じます。

あとは、私の資料のお話をしたいのですが、私自身は、社会疫学、健康に影響を与える社会的な要因をどういうふうに解決するかということを経験的な枠組みで研究している者です。その立場からいろいろと御提案差し上げることが、私が呼ばれた役割だと思っております。

事前にいただいた情報を基にコメントを並べたのが1枚目のスライドでありますけれども、地域での官民連携の仕組みの話は、厚生労働省をはじめ、様々な省庁で全世代型の地域包括ケアとか、地域共生社会づくりの議論の中でかなりされているところですので、今回の孤独・孤立の対策の戦略づくりに向けては、そこはすり合わせていくことが大事だと思います。

その中で、私が医療者側を代表すると言うのもおこがましいのですが、その立場からの御提案としては、五つ目のポツにある社会的処方の話です。これは十分に御理解いただけない部分もあると思いますので、若干説明を差し上げたいと思っております。

2枚目以降がその資料なのですが、特にスライドの5枚目、医師としていわゆる地域共生社会づくり、地域の様々な組織が連携して、誰もが助け、助け合う地域社会をつくっていくということですが、当然医療サービス、医療機関もその場に入っていくべきだと思っております。ただ、恐らく医療機関、お医者さんで地域共生社会づくりに自分たちも参画しているという認識を持っている方は、ほとんどいないと思います。

一方、病院には社会的な課題を抱えている方が患者さんとしてたくさん来ます。社会から過去にいろいろな仕打ちを受けて世の中を信じられなかった方も、病気をして、最後にしようがなく使うサービスが医療だったりするわけです。ところが、医師には患者の社会的課題を解決することは難しいため、私自身できずに、無力感を感じる場合がございます。救急外来にそういった方が来ても、おうちに帰ると生活が困窮していますので、また病気になってしまう可能性が高いのですが、やりようがないので、そのまま退院していただくこととなります。

そこで、社会的処方では、医療機関と地域資源とをしっかりとつなぐリンクワーカーというスタッフを育成しまして、病院に社会的課題、つまり貧困や孤立の問題を抱えている方が来たときに、放っておかずに、その部分までケアしていくというコンセプトになります。これは地域共生社会づくりの一つのピースとして非常に重要なことであって、医療機関、特にプライマリーケア医、いわゆるかかりつけ医と言われるドクターの間で、今、注目されている考え方です。孤独・孤立対策の一環として、あるいは地域共生社会づくりの

推進に医療がしっかりと関わっていくための仕組みづくり、そののところも視野に入れていただくと大変ありがたいと思います。

ただ、一つ、特に福祉学をやっている方からすると、社会的処方という言葉は非常に医学的で、福祉活動が医療の制度に取り込まれてしまう、いわゆる医療化の問題を生むのではないかという懸念もあります。ですので、仕組みづくりに向けては、弊害が起きないように十分に注意しながら進めていく必要があると思っております。

そういうことをするためにも、まず患者さんが病院に来たときに、この方が社会的に孤立しているのか、生活に困窮しているのかということスクリーニングするようなツールの開発も必要だと思ひまして、7枚目にはそういったツールを挙げてみました。例えばこの4項目で貧困と孤立を完全にスクリーニングすることができます。このツールを使っていただく医療機関も増えてきました。

こういうふうに患者さんの社会状況を把握しても、その後、連携がないと、ここでストップしてしまいますので、ここからどうやって病院と地域社会とをつなげていくのかというところが課題になってきて、私が最初に申し上げた地域社会のレベル、コミュニティーレベルでどうやって困っている方を、様々なセクターが連携し合っ包摂していくか、どうやって医療が入っていくかというところの課題だと思います。そういったところの議論が進む方向に持って行っていただくとありがたいと思います。

以上になります。

○菊池座長 どうもありがとうございました。

続きまして、原田構成員、お願いいたします。

○原田構成員 日本福祉大学の原田と申します。よろしくお願ひいたします。

私は地域福祉の分野を専攻しておりまして、その立場からということになります。今日、先生方のお手元に提出させていただいたのは、日本学術会議の社会福祉学分科会が、2018年に「社会的つながりが弱い人への支援のあり方について—社会福祉学の視点から—」という提言を出しております。私もこの提言をつくる起草に関わった1人として、今日はこの資料を基に発言をさせていただきたいと思っております。ただ、2018年のものですので、2020年の法改正等々を踏まえておりませんので、少し内容が古いところがあります。この議論を社会福祉学分科会でするときに、孤独・孤立が生じている社会的背景や分析が必要だという視点と、もう一方では、孤独・孤立が直面しているニーズにどう応えるか、その部分を使い分けていけないといけないだろうという議論をしました。

中身は短期的課題と中期的課題に分けてあります。今回、我々が重点計画をつくるときも、今、目の前のこの方たちにどう対応していくかという短期の部分と、なぜ孤独・孤立が生じてしまっているのか、それに対する中長期なものを使い分けていかなければいけないのではないかと思います。

具体的なところは、社会的つながりの弱い人という定義をしてあります。本文の1ページの下から4行目のところにあります。「社会的つながりが弱い人とは、自らそうした生

き方を選択した訳ではないのに、①家族・職場・地域における人間関係が希薄になっているため、②家族の成員間の関係性があったとしても家族の外部に対しては閉鎖的なため、自ら社会的な相互承認欲求を持ちながらも、「その場を十分に持てない人」という形で定義しました。ここでのポイントは、自らそうした生き方を選択したわけではないということです。

先ほど独りぼっちとありましたけれども、独りでいることが悪いということになってしまうと、スティグマが出てしまうと思います。孤独とか、孤立の定義の話もありましたけれども、孤独・孤立が差別の対象にならないような配慮をしなければ、孤独・孤立対策の対策というところが強く出過ぎると、スティグマになってしまうのではないかと懸念です。

2ページに行きまして、こうした社会的つながりが弱い人が抱える問題ということで、社会的孤立の状態がセルフネグレクトを生み、セルフネグレクトが社会的排除を生み出すという、負のスパイラルを断ち切るということです。孤独・孤立の状態をどうするかということだけではなくて、そのことが長期化することによるリスクをどう低減させるか、あるいは立ち切っていくことができるのかという支援が必要になるのではないかと懸念です。

具体的な支援の課題ということで、幾つか挙げてありますけれども、これは地域共生社会、あるいは包括的支援体制や重層的支援体制整備事業の中でも似たような議論がされてきたわけです。社会的つながりが弱いというのは、従前の児童、障害、高齢といった福祉の社会保障の体系にはなじまないわけですから、そういうところの施策体系をどう作り直していくかということになると思います。

3ページには、福祉サービスの契約化とありますけれども、介護保険等々を含めて、先ほど言いましたセルフネグレクトの状況が増えるほど、契約につながらない、つまり本人同意が取れないケースが非常に大きな問題になってくるわけです。

3ページの下のところ、政府や自治体の責任が不明確であるとあります。政府については、今、こういう場で、この問題に対してより積極的に関わっているという形になっているわけですが、先ほど駒村座長代理におっしゃっていただいたように、基礎自治体になると、この問題に対する温度差が非常に大きいと思います。そういう意味では、政府のみならず、自治体がこのことをどう捉えるかということが必要になってくるだろうという点がございませぬ。

4ページには地域の助け合いには限界があるという指摘をしております。、地域の助け合いそのものを否定しているわけではありません。つながりを実感できるような地域、つまりケアリングコミュニティのような地域づくりをどうしていくかということは非常に重要な視点ですけれども、それは住民に丸投げするものではなく、専門職と一緒にやってこれができるようになればいいと思います。そのときの専門職ということで、コミュニティソーシャルワーカーというものを位置づけしております。コミュニティソーシャルワーカーの必要性、あるいはソーシャルワークへの期待をここでは述べているところです。

なぜならば、5ページに行きまして、社会的つながりが弱い人のニーズということで、①声を奪われ（VOICELESS）支援ニーズが表明できない、②支援ニーズの多様化、深刻化、複合化による支援の困難さ、③受援力の脆弱性による継続的支援の困難さ、こういった支援をしていくときには、地域住民の力も多分に必要なのですけれども、専門職の配置、あるいは専門職による支援が必要になるのではないかと。

それをしていくために、6ページ以降、どんな支援体制、どういう仕組みが必要かということをお述べております。

先ほど近藤先生からリンクワーカーという話がありましたけれども、コミュニティーソーシャルワーカーという、アウトリーチ、コーディネート、必要な社会資源をつくり出していくことができるコミュニティーソーシャルワーカーの配置、あるいは任用や養成みたいなものが求められるのではないかと。提言では中学校区に1人ぐらい、こういう専門家がいていいだろう。校区に1人といいますと、全国で約1万人のコミュニティーソーシャルワーカーの配置みたいなものが考えられないだろうかとしているところです。

9ページに参ります。具体的な施策として、生活困難リスクに関する情報の集約化、このデータベースをどうつくっていくかということが非常に重要になってくるであろうという点でございます。

10ページへ行きまして、専門的緊急支援が可能な体制の構築です。いざというときの緊急支援ですが、先ほどもありましたように、寂しいというニーズとすぐに命に関わるニーズ、その部分をしっかりリスクアセスメントができるような仕組みや体制をつくっていく。

場合によっては、シェルターの整備みたいなものがもっと柔軟に活用できるように、そういったものが必要になってくるのではないかと。

12ページに参りまして、具体的な支援の方法としまして、ソーシャルサポートネットワークをしっかりとつくる必要が出てくるわけです。ソーシャルサポートネットワークというのは、非常に手間暇がかかって、時間もエネルギーも必要な支援です。今これは伴走型支援という言い方をしていますけれども、課題解決だけではなく、その方に寄り添いながら支援をする。そのためには伴走する支援に対しての財源の保障、あるいはそういったところの条件整備が整わないと、なかなかそれができない。これはいろいろな事業評価のあり方とも重なってくるかと思えます。

それから、(2)に福祉教育とありますけれども、これも先ほどありました孤独・孤立の大きな背景の中で、子どもたちにどう生きる力を育てていくか。もっと言えば、学校教育のなかで共に生きる力を育てていく。従前の自己実現だけではなくて、相互実現、お互いによりよく生きていこうということです。今回の中教審の答申の中でも、協働的な学びというのが強調されておりますけれども、教育内容も含めて、我々は学校教育とこの問題をもっとつなげて考えていかなければいけないのではないかとと思えます。

最後13ページは、地域福祉計画の策定ということで、少し具体的な話になってしまいま

す。先ほどもあった市町村よっての温度差が非常に大きくなっているのではないだろうか。こういう社会的問題に取り組む姿勢が市町村よって相当違ってきている。その意味では、自治体の中での地域福祉計画が重要です。ただし、計画があればいいということではありません。NPOの皆さんは、市町村ですとか、都道府県という行政区域を超えての支援を重視するわけですが、一方で、生活の場としての基礎自治体であるとか、社会福祉法人であるとか、社会福祉協議会であるとか、そういうところの支援も包括的に仕組みとして捉えていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

それでは、オンライン参加であります、宮本構成員、お願いいたします。

○宮本構成員 中央大学の宮本と申します。

金曜日は勤務校の会議デーでございまして、前後会議があるということで、こういう形での参加になったことをおわびいたします。

私の専攻は政治学ということで、政治学というのはいろんな問題があります。よく言えば広く、悪く言うと浅くなってしまう傾向も伴いつつ、分析することになります。今日はなるべく孤独・孤立対策の問題を広く、同時になるべく浅くならないように、頑張りながらお話をさせていただきたいと思います。

お届けした資料はパワポをPDFファイルにしたものですが、お手元にどんな形で配られているか確認できないのですが、ひょっとしたらA5版のファイルの束にさせていただいているかもしれません。それに沿って御説明をさせていただきたいと思います。

1枚目、孤独・孤立について整理してみるという資料ですが、孤独・孤立という言葉は、今さら言うまでもなく、実に様々な意味があって、下手をすると孤独・孤立対策は一体何をやっているのか分からなくなってしまう。何でも入ってくる場所があるし、妙に狭めようとするとう浮いてしまうところがあると思います。

ここで整理しなければいけないと思ったのは、学問的に厳密にという意味ではなくて、せつかく事務局中心にここまで積み上げられてきた孤独・孤立対策がきちっと効果を上げていく、空回りしないためにも、一定の交通整理が必要なのではないかということでございます。この交通整理をやっておかないと、先ほど原田構成員からありましたように、独りであること自体をスティグマ化してしまいかねないところもあるかもしれない。放っておいてほしいという人もたくさんいるわけです。逆ににぎやかな中でも孤立状態を味わっている人たちを見逃してしまうかもしれないところがあるわけでありまして、余計なことをしない、見逃さない、そのためにも一定の交通整理が必要になってくるのではないかと思う次第であります。

ちなみに、このスライドの右下にイギリス政府の孤独定義がございまして。これは事務局の資料にもあるのですが、ちょっと訳し方を変えたものを挙げております。社会関係の量と質について、私たちが望むものと現実が合致しないときに孤独問題が生じる。これは考

えられた定義なのではないかと思っております。

こんなところを意識しながら、二次元のモデルで考えてみると、水平軸に私たちの相互の関係がアイソレートされている。疎であるか、密であるかということです。それから、垂直軸に、そうした中で私たちの内面が非常に充実しているか、非常にしんどい、空虚であるということになってしまっているか。この二つをクロスしてみたときに、大体四つぐらいのパターンがあるのではないかということでもあります。

これは先ほど原田構成員がおっしゃったことですがけれども、一方では、独りでいても充実している場合があるわけです。離れた中で非常に手応えのある時間を過ごしている方もおられる。あるいはフリーランスで職人的な仕事をしながら、毎日とても充実しているという方もおられるわけです。つながりと言うけれども、自分を苦しめているのは、このつながりだ。つまり家族の中で虐待が日常化しているとか、職場の中でパワハラが横行しているとか、とにかくこのつながりから抜け出したいという人もいます。

実際、産業能率短大での調査でも、職場、会社の中で孤独を感じたことがある、時々ある、しばしばあるという人が6割に至ったわけでありまして、Ⅳを見逃すわけにはいかない。もちろんそこは事務局の資料でも配慮されているわけでありまして、どちらかというところ、Ⅳに近いところを孤立とおっしゃっているような気がします。他方でⅢ、実際に物理的・空間的にも離れていて、しんどいというパターンを孤独とおっしゃっているようにも思いますけれども、大衆の中での孤立もあるわけで、孤独と孤立のこの区別というのは、100%合意があるかというところ、そうではないかもしれない。

Ⅳは疎外といいますか、alienation、1970年代的訳かもしれません。今で言うならば、まさにエーリアン化、人々の中で自分だけがエーリアンという感覚になるのかもしれない。

こうした中で、孤独・孤立対策のベクトルというのは、ごく一般的にⅢからⅠへということになるわけなのですが、ほかにもいろんなベクトルがあるということです。先ほど窪田先生がおっしゃっていたところですが、疎外から自己肯定感、自己有用感が持つ関係へつながり直しという意味での孤独・孤立対策もあろうかと思ったり、他方で、このつながりは嫌だということから、手に職をつけて自立してフリーランスになってⅡ、solitudeに移行するということあると思います。孤高と訳していいのでしょうか、こちらのほうに行くという孤独・孤立対策もあり得るのだらう。こういうベクトルの多元性みたいなものをきちっと踏まえた対策をどういうふうに打ち立てていくのかということが、非常に重要だろーと思ったり。

2枚目のスライドに移っていただいて、これも非常に大事なところですがけれども、形式的につなげても駄目だということです。つなげた途端に排除の論理が働いてしまうわけでありまして、徒労に終わるということです。つまり孤独・孤立対策というのは、受け入れる側、つながれる側、社会も変わっていく。より間口が広く、多様な人が参加できるつながりに変わっていくということと並行していかなければならないということになるのでは

ないかと思えます。

3枚目のスライドになりますけれども、そうすると、具体的にどういうことなのか。先ほど事務局から4本柱の御提示がありました。私も大枠のところは賛同なのですけれども、第一にSOSが言えるようにする。それは次のところで扱うことにします。

4本柱の②のところにあった相談支援等は、とにかくコミュニティーにつないでいく支援です。これは先ほどの二次元のモデルでいうと、ⅢからⅠへ、場合によってはⅢからⅡへ持っていくという支援になろうかと思えます。

先ほど近藤先生からあった社会的処方也非常に大事で、日本でも茨城の志村大宮病院などが取り組んでいます。イギリスの例も踏まえて、コミュニティーにつなぐ場で医療に旗を振っていただくというのは、非常に重要だと思えます。

出所者支援などもここに係ると思えます。

③のところへ行くと、これは先ほどのⅠ、豊かなつながり、自己有用感を高められるつながりをつくっていくという取組になろうかと思えます。これについては、4柱の計画の中で(3)(4)のところで、NPOへの支援等を含めて提示されていると思えますが、非常に重要なところですよ。受け入れる社会の側が変わっていくという点でも非常に重要なところですよ。

具体的には、支援付住宅とか、放課後の居場所づくりとか、多世代の共生型ケア、高齢者、子ども、障害を持った方々が同じ時間を同じ場所で過ごすことで、そこで新しいつながりが出てくる。それから、起業支援です。例えば先ほどもお話があったところですよけれども、病院がこうした新たなつながりの場になっていくことは、とても重要だと思えます。

4本柱の中で、若干視点が弱いと思うのが②のところですよ。私が先ほど言ったつながり直しのところですよ。二次元の図では、ⅣからⅠへとか、ⅣからⅠへというところですよ。確かに孤独・孤立対策でパワハラがまかり通る職場をなくすとか、虐待が日常化した家族から子どもを救うということに直接入っていくことがベストなのかどうなのかということとは分かりません。そこはこの計画の域外なのかもしれないと思いつつ、しかし、こうしたつながりが抑制される、あるいはそうしたつながり、家族とか、職場も再生される道があると思うわけです。それは行政が直接介入するというよりも、耐え難い場合にそういうつながりを出ていくことができる条件をきちっと確保することですよ。

家族であれ、職場であれ、出ていってしまうということになると、もともといた人たちも考え直さざるを得ない。どんどんみんなが出ていったら、家族であれ、職場であれ、成り立たないわけですよ。そのつながりが再生されるきっかけにはなり得る。少なくとも出ていく条件を確保することが非常に重要になってくるのではないかと考えております。この三つの組合せが孤独・孤立対策の重点計画においても重要になってくると思えます。

4枚目のところで、何を指すのかということをおおきく二つで整理して並べ、一方では、政策が刷新されていくということですよ。これはどちらかということ、支援する側のありようの問題ですよ。このスライドでは四つの柱の1番目に出てくるSOSが言える、国民がしんどい

と言える条件にしていく。ここが5枚目のスライドでお示ししていることです。

4枚目のスライドのところで言うならば、先ほど駒村座長代理がおっしゃっていた自治体を巻き込むということです。これは私も非常に重要なことだと思っております。ここの対策室がすばらしいプランを作成したとしても、独り相撲になってはいけないということで、もちろんそんなことはなくて、自治体とちゃんとコミュニケーションを取りながら、お進めいただいていると思っておりますけれども、きちっと巻き込んでいくことが非常に重要だということです。

2番目の*ですけれども、孤独・孤立対策が重要であることは疑いを入れないわけですが、にもかかわらず、例えば自治体が肉離れを起こしてしまったり、もう一つの縦割りみたいな形で上から押しつけられていると感じるようになってはいけません。これからお話しすることですけれども、自治体はこの問題の重要性はよく分かっているし、取り組んできたという自負もあるわけです。そうした中で、また新しいものが出てきて押しつけられたということで、もう一つの縦割りになってしまったり、孤独・孤立対策が孤立してしまったりという、笑えない事態になりかねないということもあるし、あるいは既存の諸施策のホチキス留めに終わってしまったりはいけないということだと思えます。

それでは、どうするのかということで、最初の*ですけれども、先ほど申し上げたように孤独・孤立をなくして、誰もがつながる中で自己肯定感を高めていく。これは個人の幸福であると同時に、地域の活力、場合によっては経済の発展に結びつくわけです。その重要性というのは、これまで分野横断的にある程度まで共有されてきたと思えます。ところが、KPIとして確立しなかったということです。

どういうことかということ、例えば高齢者介護の分野では、高齢者同士のつながり、あるいは地域との連携で高齢者が元気を維持できて、廃用症候群にかからない、介護予防が全うできることが大事です。つながりが大事だと言われてきたのです。ところが、KPIにはなっていないから、結局、介護保険の支出は介護予防等で少なくなって、保険料が下がる。これで初めて取り組みの意義が認められるということになりかねなかった。

困窮者自立支援制度などの就労支援でも、みんなの社会的なつながり、生活水準を回復していく、それがまず第一に重要だ。これは分かっているのだけれども、それはKPIにならない。困窮者自立支援制度では、2018年の改正で財務省といろいろ議論させていただいて、これは現対策室長が局長時代ですので、御記憶のとおり、皆さん非常に御苦労されて、何とか困窮者自立支援法の3条に孤独・孤立を入れ込んだのだけれども、その要件には認められないで、地域との関係性とか、そういったややこしい言い方になってしまった。結局、関係性、つながりはKPIにしてもらえなかったわけです。だから、就労支援が功を奏して、就労率が上がった段階で成功したと認められる。

実はその前提としてのつながりは、高齢者でも、子どもでも、困窮でも、雇用でも非常に重要なだけれども、それ自体がインデックスにならないという状況が続いていたわけです。これに対して、孤独・孤立対策というのは、それをKPIにしていくということなのだ

ろうと思います。そうなると、自治体も非常にやりがいが出てくるということです。日々の営みが必ず成果につながっていくということが明らかであります。それが本当に就労につながる場合、介護保険料の低下につながる場合があるかもしれないけれども、ないかもしれない。その前提となる第一歩が確実によくなるということになるわけで、そのような意味でこの対策は地域を巻き込んでいくことができるだろうと思います。

最後の*ですけれども、つながり・場づくりそのものがKPIになる。現場が自信を持ち、施策の推進力が高まっていく。この対策が高齢者、子ども、困窮、雇用、あるいはまちづくり等でも隅々に浸潤して、しみ通って行って、地域を活性化させるというのは、まさにつながりのKPI化を通してだろうと思います。

同時に、単にKPIにするだけではなくて、同じようなつながりを求めていた取組に横串が入る。この対策を通して横串が入るということです。先ほども議論に出ていた子ども食堂はいい例だと思います。子ども食堂というのは、例えば御飯を食べた後に子どもの学習支援をやれば、困窮者自立支援制度が関わってくるし、その後、おじいちゃんが話し相手になれば、おじいちゃんそのものの介護予防にもなるかもしれないし、子どもの手を引いてきたお母さんがメンタルヘルスをやられていたら、指定相談の事業になるかもしれないということで、つながりそのものが交錯する場であるわけです。その交錯を可能にするのが孤独・孤立対策の重要な課題だろう。実際、去年の社会福祉法の改正で重層的支援体制整備事業が始まっています。それとも密接に連携を取りながら、そのような横串を差していくことが重要だと思います。

また、先ほどの四つのIのところです。手応えのある、自己有用感を高めることができる場づくりを進めることが新たな課題になってきております。

最後ですけれども、国民へのメッセージというところです。これは四つの計画の第1番目で挙がっていることで、私は非常に重要なことだと思います。逆説的なのは、今、申し上げたように、孤独・孤立というのは、本人にとっても一番つらく、地域の活力を低下させ、経済をも停滞させかねない問題である。にもかかわらず、一番SOSを上げにくいことであるということ、我々はどう受け止めるかということだと思います。これは先ほど近藤構成員からお話がありましたけれども、なぜということを考えていく必要があろうかと思えます。

お話に出たところですが、特に日本社会の中で、寂しいとか、独りであるということがスティグマ化されている。特に男性です。会社では肩で風を切っていても、地域に出るとからっきし駄目みたいな自分を客観視できないわけでありまして、でも、寂しいとは言えない。これは男性で、特に大学の先生などリスクがある。そういう意味では、孤独・孤立対策は、私自身も含めということになるだろうかと思います。

もう一つは、先ほどのIV、つまりつらいつながりの傷跡の問題、トラウマの問題です。だからこそ、IVが大事だということなのですけれども、例えば今、引き籠もっている方とか、これまでのつながりの中でトラウマを負っている方がいるわけです。だから、新しい

つながりを恐れているということになるわけで、ここを越えないと、なかなか前には進めないということだと思います。したがって、メッセージ出すに当たっても、スティグマを除去していく。

イギリスでは、Let's Talk Lonelinessというキャンペーンがやられていますけれども、ここを踏まえてスティグマを除去するということと、それから、つながり直しを誘導していくということだと思います。

そのときに、先ほど駒村座長代理からも出ましたけれども、秋田県藤里町の経験がございいます。藤里町では、引き籠もってしまった人をつながりにつなげて、最初は腫れ物を触るようにサロンに持って行って、ここで休んでくださいと言ったけれど、誰も出てこないわけです。それに対して、過疎の町が過疎の町を活性化させるための経済施策を進める、それに参加してほしいという呼びかけに対しては、多くの若者たちが参加をしている。よいつながり、つながり直しというのは、単に居心地がよいつながりを準備するということでは決してないということだと思います。まさに地域が直面している諸困難を共に解決する。元気を出せるつながりというのは、居心地がいいだけではなく、ここで自分も一肌脱ぎたい、ここで自分は汗をかいてでも認められたいと思うことができるつながり、実はそのネタというのは、困難に満ちた日本社会の隅々に幾らでもあるわけでありまして。これを幅広く取り上げて、場をつくっていくことが非常に重要だと思います。

すみません、長くなってしまいました。以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

それでは、森山構成員、お願いいたします。

○森山構成員 南山大学社会倫理研究所の森山と申します。私は政治学が専門でして、政策研究と自殺対策が専門になります。どうぞよろしくお願いいたします。

これまで自殺対策に関わってきて、孤独・孤立対策は、自殺対策にも通じるところがあるかなりあると感じております。自殺対策の推進が孤独・孤立対策につながると感じております。私はNPO等と行政で就職経験がございまして、今、愛知県にいますけれども、県内の自治体で担当者と接触する機会が多くございますので、その辺りの視点からお話しできればと思っております。

特に資料はないのですが、先ほど御説明いただいた政府の取組という資料の中の33ページについてお話しできればと考えております。

私から申し上げたいのは、5点ございます。

最初に気になったのは、33ページ目にあります基本方針の中の1番目の部分、ほかの構成員もおっしゃっていましたが、支援を求める声を上げやすい社会にするという部分です。これはとても重要な視点ではあると思うのですが、少しだけ注意をしなければならないと思っておりますのは、本人に声を上げることを求め過ぎないようにするという視点です。どうしてかといいますと、声を上げたくても上げられない方もいらっしゃいますし、本来であれば、周りの気づきも同時に重要になるかと思っております。

現在、自殺対策でもSOSの出し方教育が行われています。しかし、出し方だけではなくて、本来は気づき方もセットであるべきでして、言葉だけが独り歩きしてしまう点もありますので、この辺りは少し注意が必要だと思っております。本人が声を上げやすいようになっているのだと思うのですけれども、本人に声を上げてもらうというところに力が入り過ぎてしまいますと、声を上げなかった人が悪いとなりかねないですので、その辺りは注意が必要だと思っております。

また、支援をするにしても、本人に侵襲的でないアプローチが重要になると思っております。

次に基本方針の四つを拝見させていただいて感じたことは、家族支援の視点もぜひ入れていただければということです。本人への支援というのは何より大事なのですが、家族への支援も重要ではないかと思っております。例えば本人は困っていないのだけれども、周りの家族が困っている状況もあり得ます。

孤独自体は悪いものではないと思うのですが、望んでいる孤独を全て放置していいのかというと、そうではないと思っております。例えば本人が困っていなくても、周りが困っている場合がありますし、本人に判断能力がない状態なども想定されます。

あと、今は困っていなくても、将来困るときがあるかもしれないので、将来困ったときに助けが得られない状況になってしまうのは問題だと思いますので、誰に対しても相談窓口の情報や相談をしても良い場所があるということを伝えていくことは重要だと思っております。

私はいろいろな研修会や、講演会で地域で活動されている方々にお会いする機会であったり、市民の方にお会いしたりする機会が大変多いのですが、意外と相談窓口の情報は知られておりません。内閣官房でつくられたホームページは、割と使いやすいという評判を聞いていますけれども、そもそも相談窓口があること、サイトがあることも知られていないことがありますので、どのような状況にある方に対しても支援情報の提供自体は非常に重要だと思っております。

あと、ほかの先生方もおっしゃっているように、普及啓発についても絶え間なくずっと行い続けることが必要だと思っております。私は大学で学生などを教える機会があり、最近自殺予防などの授業を行っているのですが、そういった形でのスティグマ解消の取組も重要ではないかと思っております。これまでの授業でも、スティグマを軽減したという結果が出ておりますので、教育でも考えていく必要があると思います。

また、三つ目に出ていて、宮本構成員もおっしゃっていたかと思うのですが、今後の実際の施策展開についても気になるところでございます。実際に現場では、自治体レベル、市町村の担当者の方であったり、NPOの方々であったりが動くことになるかと思うのですが、社会資源は地域によって異なってくると思います。NPOがそもそもないような場所もありますし、幾ら市とか、町の方が担当してくださるとはいえ、そもそも頼れる民間団体がないという場面が想定されるかと思っておりますし、今回コロナ禍において、実際に

相談活動ができなくなってしまったところもたくさんございます。こういった災害というのは、ある意味仕方がない状況ではあるのですが、基本方針の中には「NPO等の活動をきめ細かく支援し」と書かれているのですが、NPOだけではなくて、公的な部分、公的セクターや自治体への支援も重要ではないかと思っております。ですので、官民に限らず、相談体制の充実等も考えていくことが重要ではないかと思っております。

その中で、さらに人材育成と支援者への支援という視点も重要だと思っております。社会資源が異なるということは、地域のNPOに頼れるところ、連携できるところもあれば、自治体の担当者がやるところもあると思いますし、人材を育成するにしても、そもそも講師がないという地域もございます。ですので、人材の育成をするようなものであったり、あとは、先ほどプラットフォームは出ていましたけれども、支援者同士のつながり、支援者自身が孤立・孤独化してしまわないように、支援者支援の視点、支援者のケアも重要ではないかと思っております。

先ほど最初にお話しした25ページ目の実態調査の部分についてになります。項目案も拝見しまして、とても重要な内容が盛り込まれていると感じております。

ただ、1点気になったのは、例えば宮本構成員の御指摘にもあったように、家族としてはまとまっているように外から見ると見えるのだけれども、実は虐待を受けていたというケースがあるかと思えます。そのようなことが想定される中で、この項目案では家族関係がよい方を想定されているように感じました。例えば家族との接触頻度を尋ねた場合、何かが起こっている家庭では、接触頻度は高くても、それがよいものとは限らないと思います。ですので、まだ項目が立てられるようでしたら、家族関係であるとか、親子関係であるとか、夫婦関係に対して持つ本人の主観的な満足度のようなものを追加していただくとよいと思いました。

また、先ほど家族支援のお話をしましたけれども、例えば家族側の視点の部分から、例えば家族に心身の不調がある方がいらっしゃるかなど、家族を支援する方がいらっしゃるかどうかという、家族側のことも同時に調べられるといいと思っております。

あと、26ページの中に、NPOを通じて困っている人々に対してアンケートを実施するとも書かれていますけれども、これまで相談をする人から見た相談員の対応とか、実際に相談に行った方に相談員がどんな対応だったかということを知る機会がなかったと思いますので、御本人の状態だけではなくて、相談の場所がどういった場所なのかとか、どういう対応をされたのか、どこがよかったのかということも同時にヒアリングをされるといいと思いました。

あとは、実際に孤独・孤立の解消に寄与したという支援者の態度があるようでしたら、そういったところも調べられると、よりよい対応が可能になってくると思いました。

最後にずっと見てきて、コロナ禍での孤独・孤立対策が気になっております。御存じのように、コロナ禍において女性の自殺と若者の自殺が増加しております。例えばコロナ禍の労働関係で一番影響を受けているのは、パートタイムであるとか、アルバイトの女性の

部分です。非正規雇用の部分ですけれども、去年、女性は男性よりも非正規雇用者数が減少しておりますし、コロナ禍における社会状況の変化も調査の中にも含まれないかと思っております。

あと、自殺対策について言えば、今まで中高年の男性の自殺が多かったので、割と男性に視点が当たった対策がこれまで行われてきたかと思います。それももちろん大事なのですが、この機会にLGBTQの方も含めそれぞれのジェンダーにおける環境差の部分にも視点を当てて調査した上で、それに合った施策展開がされるべきではないかと思っております。

最後に、調査については、専門に研究をされている先生方が今日ここにいらっしゃる以外にもいらっしゃいますので、できれば専門の研究者が、出てきたデータを本格的に分析できるようになるといいと思います。

私からは以上でございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

山野構成員、お願いいたします。

○山野構成員 大阪府立大学の山野と申します。

私の専門は子ども家庭福祉ということで、虐待、いじめ、不登校、いろんな問題にどうやって相談体制をつくっていくのかということであったり、スクールソーシャルワークの研究だったり、そういった子どもに関する研究をしております。先ほど窪田構成員が出してくださった学校プラットフォームという本を出しているところです。

ペーパーを出させていただいているので、御覧ください。

構成員の先生方がおっしゃられたことは、本当にそのとおりだと思って聞かせていただきました。重なるところもあるのですが、焦点化したいのは二つです。

ここに書いています予防が非常に大事ではないかということです。誰が困っていて、誰が孤立していたり、SOSを必要としているかということが見えないという問題は長くありまして、子どもの貧困の内閣府の委員もさせていただいて、見えない状況が調査では明らかになっています。

その中で、例えば1ページの下にある厚生労働科研の特別研究で、コロナの実態調査をさせていただきました。そうしたら、下にあるオレンジ系のグラフの左上のほうですけれども、9割の子どもたちがストレスを抱えている、3割の子どもたちが学校へ行きづらいつているという結果でした。これは去年の秋にやった調査ですけれども、文科省からも実際の不登校の増加ということが最近出されたところです。昨年調査のとおりであることが、より明確になったということです。

でも、9割もSOSを必要としているということは、学校では普通に過ごしていて、全く思いもよらないし、それが誰なのか分からないです。そういうことを考えると、新たな価値の創造、つまり誰もが「しんどい」といえること、言うことが当たり前になるということが必要です。なぜ言えないかということと恥ずかしいからです。「恥の文化の払拭」といろん

なところが書いているのですが、必要です。自転車を買ってもらえないということが、子どもたちにとっては恥ずかしくて言えない。みんな言えないと言います。でも、言えば、誰かが僕のお姉ちゃんの自転車を貸してあげるとか、子どもたちの中で助けられていくわけですけれども、言えないことから孤立していく。言えない社会が非常に問題だということです。なので、これだけストレスが多くしんどい子どもたちが増え、しんどい社会になっているとすると、新たな価値の創造ということが必要ではないか、と思います。

二つ目は、先生方のお話にもありましたが、リスクを発見して、自然に流れていく方策でないと、声を上げる人だけを助けるということでは、孤立・孤独は救えない。宮本先生がおっしゃられたこととか、原田先生がおっしゃられた課題ももちろん新たなスティグマを生むということも含めた価値の創造が要りますし、2点目の自然に流れていくためには方策が要るかと思っています。

裏のページへ行っていただいて、私はスクリーニングを提唱しています。この後、横山先生のお話でもあるかもしれませんが、日本は母子保健の中で非常に優れた健診のシステムがあり、フォローのシステムがあります。ところが、学齢児になると、途端にそこが切れてしまって、全くそのケアがなくなります。なので、ペーパーで、1点目、2点目、3点目という課題を挙げています。子どもが声を上げられない、これは本人が主語です。それから、学校組織として教師が抱え込んでしまって、外に見えなくなる。主語は教師です。3点目は、地域が学校とつながってなくて、子どもにつながらず、地域の支援がつかない。主語は地域です。この三つがあると指摘させていただきました。

なぜ学校なのかというところの一つ目ですが、先ほどの資料の1ページの下段のところに、性問題が増えたこととゲーム依存が非常に増えたことを挙げています。1ページ目の下の棒グラフです。いろんな調査をしていますが、学校が閉校中は発見もできておらず、学校再開後になったら、どっといろんなものが勃発したという、去年の実態でした。

そんなことを考えていく学校は、勉強するだけの場ではなくて、居場所であり、いろんなことを発見したり、気づける場です。そういう意味では起点とする。拠点ということは学校プラットフォームでずっと言ってきたわけですけれども、学校から乳幼児健診のように他につながる仕組みができないか。教師という意味ではなくて、学校という場を、起点としたスクリーニングという形ができないかという話です。

3ページはコロナの調査で、いろんな支援制度を申請した人は、800万以上、1000万以上の収入の方で、実は高所得の人だったという結果です。

その下の貧困関連で、5月にどんと教育委員会では上がっている。これは学校経由だったりし、いろんな支援策が、文科省が出されたものが通っているということになります。

学校を起点とするという必要性です。申請制度では、役所へ行って手続せねばならず、非常にスティグマが多くて誰もそこには行かないということになってしまいます。なので、こういった自然と流れていくものが必要ではないかということを提案しています。

NPOの支援がなぜ届かないかというところ、個人情報があるので、学校現場からNPOに紹介す

るといことはあまりなく、私も子ども食堂に関わっていますが、どの子がしんどい子どもで、NPOの方々がアウトリーチで声をかけたたくても、どの子がSOSの必要な人かが分からないという、そういう実態があるということです。なので、そこがうまく流れるような仕組み、近藤構成員がおっしゃられた発見から仕組みづくりまで基本計画に入れるようなことをしないと、今までと同じことになるのではないかと思います。

それから、宮本構成員がおっしゃられた施策をホチキス留めするという形ではなく、大きな仕組みを変えないと、いつまでたっても見えない人たちが救い上げられないのではないかと考えています。

重点計画に入れるべき課題ということで、2ページ目の下にあります。初めに挙げた子どもの声を上げられないというところで、先ほど言いました多様性を尊重するような教育、教育にも力を借りないと、全ての子どもたちに教育をしているわけですから、デジタルのリテラシーであるとか、子どもの最善の利益など、こういうものがしっかりと子どもにも成人教育にも含まれていくことが大事だということです。

2点目は、先ほど言いました教師が抱え込むということなくしていくために、ずっと取り組んでいますスクリーニング制度の仕組みを入れましょうということです。少しだけ紹介すると、5ページを見ていただけたらと思います。スクリーニングというものを、学年会議で全員の子どもたちを全員でチェックしていく。今、20自治体と契約を結んで実施しています。先生方がおっしゃられた自治体を巻き込んで一緒にやるということが、すごく重要だと思っています。

スクリーニングでピックアップされた気になる子は、窪田先生がおっしゃられたスクールカウンセラーも入ったスクールソーシャルワーカーも入ったチーム会議へ進んで、そこから、A、B、Cという施策に流れていくようなところまでを含めています。問題をピックアップするだけではなくて、施策が提示できるような、今、AIにも入れているのですが、こういう方策はどうですかと提案していくような形です。

6ページ目の下のグラフを見ていただいたら、全数からスクリーニングをやっていくと、改善率が2018年のA自治体を見ていただいたら、37%ピックアップされていて、ピックアップされればされるほど、簡単なことも含めて、いろんなことを予防的にやっていくことになり、円グラフにあるようにかなりの改善率が見られます。3分の1、不登校が改善したという学校も出ています。

B市を見ていただいたら、7.7%しか拾い上げていないので、そうすると改善率は19%になる。スクリーニングで拾い上げるということが、助けていけるという一つのデータだと思います。隣のグラフは、スクリーニングの効果を示しています。チーム力があがったり、10倍ほど変化したのは決定力です。教師の負担感もないと証明しています。データで示していますので、後で御覧ください。スクリーニングというのは、孤立孤独に陥らせない、一つ効果があるのではないかとということです。

2ページ目の重点計画に入れるべき課題ですが、最後は地域とつながっていくところで、

先生方がおっしゃられたように、多様なアクターや資源が集まって見える化していかないと、児童相談所がキャッチしている子どもは、全ての子どもから見たら1%から3%です。なので、たくさんの子どもが見えている学校の中で、いろんな資源が見えてきて、多様なアクターが参集していけるような形をつくっていかないと、助けたいと思う人が助けられないということになると思います。

最後に地域性とか、当事者性が高いということが非常に重要で、アウトリーチが重要だと言ってきたわけですが、双方向に流れるようにする。当事者同士の集まりもできていっています。だから、一方的に支援者から支援される側に投げかけるだけではなくて、双方向に流れるものをつくることも必要ではないかということに触れさせていただきました。

学校プラットフォームの図は4ページに示しています。施策としてスクリーニングも学校プラットフォームもすでにいろんなところに国として出してくださっているので、それをぜひ実現できる足がかりになるような計画ができればいいと思っています。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

それでは、お待たせしました。横山構成員、お願いいたします。

○横山構成員 このような機会を頂戴しまして、本当にありがとうございます。

私は母子保健が専門でございますので、妊娠、出産、子育て期に関する意見を述べさせていただきます。資料9を御覧ください。

まず子育て期における孤独・孤立の現状について知る必要があると思ひまして、近畿圏の二つの自治体の乳幼児健診からのデータを分析してみました。それが表になります。A自治体、B自治体、二つでございます。これらの健診の受診率は97%以上でした。このうち、孤独を感じる乳児を持つ母親は全体の3.8%でございました。育児協力者がいない母親は、乳児を持つ母親で2.4%、1歳6か月児を持つ母親でおよそ3%から4%でございました。育児相談者がいない母親が乳児を持つ母親で0.8%、1歳6か月児を持つ母親でおよそ1%から2%でございました。地域によってこの数は多少変わる可能性がございますが、ある程度類似した数値になるかと思ひます。

基本方針のところに、誰一人として取り残さない社会ということが書いてあったかと思ひます。32ページの下のほうに書いてございますが、これは非常に大切なところだと思ひております。

近藤先生も行政の仕組みをおっしゃっておられましたが、行政に関連するところを少し述べさせていただきます。具体的な施策ですけれども、行政における妊娠、出産、子育て期における相談体制の整備が必要という意見でございます。

各自治体（市町村）における母子保健の再構築が必要だと思ひております。窪田先生のところでもポピュレーションアプローチということをおっしゃっていただきましたが、母子保健というのはポピュレーションアプローチに値します。地域に在住する全ての人が

対象となります。

ほとんどの自治体には地区担当保健師がおります。

現在の各自治体の母子保健事業は、多くの場合、ハイリスクケース以外は地区担当保健師に関係なく、事業担当保健師などがフォローや対応を行っていき、事業ごとに違う保健師が担当しております。そのため、事業は切れ目なく継続しているのですけれども、事業ごとに違う保健師が対応しております。

この現状を地区担当保健師の継続支援ができるように、母子保健の再構築をすることで、保健師と乳幼児をもつ保護者との信頼関係が深まり、乳幼児を持つ保護者の孤立・孤独の現状を改善することが可能ではないかと考えております。

すなわち、全ての就学前の子どもを持つ家族に地区担当保健師の継続支援ができるように、母子保健の再構築を行うことで、相談先が明確になるということでございます。

具体例としまして、静岡県の島田市が2019年から実施しているシステムが参考になるかと思っております。

島田市ではフィンランドの保健センターに当たるネウボラの基盤システムを取り入れ、妊婦面接時から担当保健師を周知し、可能な限り妊婦面接においても担当ケースと顔合わせをして、両親教室において担当保健師と面談を実施し、出産後も新生児訪問を担当保健師が実施し、7か月児相談、1歳6か月児健診、3歳児健診の個別面談などにおいて、担当保健師が継続支援しています。

なぜフィンランドのネウボラを取り入れたかといいますと、フィンランドの母子保健は世界的に最も優れたシステムを有しております。フィンランドでは深刻な児童虐待の発生は非常にまれでございます。児童虐待予防の第一線で活躍しているのがネウボラの保健師で、島田市におきましても、母子保健を再構築する上でモデルとなると考えられたので、このシステムを取り入れております。

島田市において母子保健を再構築したことで、保健師と住民との信頼関係が深まり、早期からの予防的介入ができるようになっております。そして、困ったことがあれば、住民から早めに担当保健師に連絡が入るという効果も見られておりまして、子育て期の家族の孤立・孤独を予防するためにも非常に有効だと考えられます。

ハイリスク家庭に関しましては、保健師だけではなく、他の関係機関や関係職種との連携が必須でございます。

ただ、出生人口の規模により、現状ではこの体制が困難な自治体もございます。保健師1人当たりの出生数が年間70人までであれば、島田市のような母子保健の再構築することは可能と推察されます。

母子保健の再構築をするために、各自治体では様々な体制を取っておりますので、まずは地区担当保健師1人当たりの年間出生数、そして、保健師活動体制を確認する必要はあるかと思っております。

参考までにフィンランドのネウボラの保健師は、ルーチン業務として妊娠期と出産後に

DVの有無についても聞き取りをしております、それに関しても早期支援を実施しております。

以上、母子保健に関する状況でございますが、意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

○菊池座長 どうもありがとうございました。

様々な御意見等をいただくことができました。それを私が要領よくここでまとめることは不可能でございますので、事務局のほうで盛り込んでいただきたいと思います。

私も発言を用意していたのですが、時間の都合もありますし、先生方の御意見の中で同じようなお考えがありましたので、簡単に幾つか発言させていただきにとどめます。

宮本構成員から孤独・孤立そのものについて大分整理したお話がございました。私もそこを深く考える必要があると思いました。その観点から言いますと、特に孤独は主観的な意味合いが強い概念で、個人の領域に関わると思えます。

法学の観点からは、公権力が個人の精神活動にどこまで関与できるのか。憲法19条で思想・良心の自由が定められていまして、個人の精神活動に関与するということについては、謙抑的でなければならないということがございまして、その点は一応留意しておく必要があります。先ほども、負荷をかけ過ぎないというお話があつて、少し重なると思ったのですけれども、まずこの点はお話ししておきたいと思った次第です。

それから、孤独・孤立対策が展開される場というのは、SNSなどを活用することもありますけれども、やはり地域でということに最終的にはなると思えます。そこで、多くの構成員から御指摘がございましたように、今、主に担っておられるのはNPOだとしても、全国津々浦々に展開されているわけではないとすれば、自治体の関わり、役割も欠かせないと思えます。

さらに駒村座長代理からございましたけれども、全国的な展開という意味では、社会福祉協議会とか、そういったところが役割を果たしていく必要もあるだろうという気がいたしました。こういったことを踏まえた連携プラットフォームの構築ということだと思った次第です。

ただ、そういった自治体の関わりを考えていくと、施策の展開に当たって、ここまでは全国全ての自治体でやってもらいたいといった発想にもなり得るわけですが、そういう縛りかけるような分野でもないという気がします。NPOを含めた、担い手の自由な発想を生かしていくことも必要です。そのためには、施策の広がりや自由度をどこまで確保するかという、その辺のさじ加減は大事になると思いました。

私はこれまで、地域共生社会の推進という立場で発言してきましたけれども、ともすると、厚労省における地域づくりというのは、福祉のカテゴリーにとどまらざるを得ない点があるので、今回、狭い意味での福祉施策を超えた様々な省庁が関わった形での連携が可能になれば、ある意味でチャンスだと思ひまして、そうした体制整備をぜひこの機会に進展させていただきたいと思ひます。

それから、今日、先生方からお話をお伺いして触発されたのですが、二つあって、一つは医療との連携ということで、社会保障の観点からしても、介護、障害、子ども、生活困窮といった各分野の連携を促進するという形で議論していますけれども、どうしても医療へのアプローチという観点が足りないのではないかと感じていまして、今日、近藤構成員から社会的処方というお考えを伺いましたので、これを推進していったらどうかと、一構成員としての感想でありますけれども、思いました。

また、複数の構成員の方から、子どもと学校というお話が出てきたと思うのですが、そういう意味では、資料を拝見すると、文科省の関わりとか、あるいは関与というところもかなり重要になってくると思います。これまでも事業などを入れ込んでいただいています。これでは足りないのではないかと思った次第でございます。

私からは以上とさせていただきます。

皆様から一通り御発言をいただきました。時間があれば、さらに議論ができればと思っていたのですが、時間が過ぎておりますので、今日のところはここまでとさせていただきます。

近藤構成員、どうぞ。

○近藤構成員 理念のところの議論があまりできなかつたと思っています。全体を読んでいて、目的なのですから、孤独・孤立を抑えるという議論なのですが、今までのイギリスの孤独議論、例えば障害のリハビリテーションにしても、その弱さを克服することで社会が強くなるという面を訴えているのです。社会の活力になるというところを踏まえたほうがいと強く感じました。

もう一つは、活動をデータに基づいて科学的に進めるという視点です。これは山野構成員からもありました。私も資料には載せましたが、このデータが地域の活動を変える力は非常にあると思いますので、この視点も大事なことではないかと感じております。

それから、例えば文部科学省が持っている学校保健のデータであるとか、学校の生活データ、ここはデジタル庁でも議論しているところだと思いましたが、そういったデータの活用という面とも関わってくる大事な視点だと感じております。

○菊池座長 ありがとうございます。

ほかにも各構成員から御意見が様々にあるかと思えます。次回は計画案の骨子が出てくるので、御意見がおありでしたら、ぜひ事務局にお寄せください。できれば、来週前半までに御意見をお寄せいただければと思います。それも踏まえて重点計画の案の作成をしていただくようお願いします。ぜひ積極的に御意見をいただければ幸いです。

本日はどうもありがとうございました。幅広い視点から重点計画についての御意見を賜ることができたと思います。

事務局におかれましては、本日の御意見を反映した素案の作成をお願いいたします。

事務局から何かございますでしょうか。

○田村参事官 次回の日程は、改めて御連絡いたしますが、先ほどもありましたような御

意見については、私、田村のアドレスにお寄せいただければと思います。どうぞよろしく
お願いいたします。

○菊池座長 それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。どうもありが
とうございました。